

令和2年11月14日

令和3年度以降の本校受検希望者の
保護者のみなさま

京都市立堀川高等学校
校長 橋 詰 忍

学習用情報端末の準備について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本校ではこれまでも ICT を活用した学習活動に取り組んできましたが、令和3年度より、生徒の主体的な学習の支援、新型コロナウイルス感染症に関連する臨時休業への対応等をより効果的なものにするべく、ネットワークや情報端末のあり方について検討を進めてきました。

それを受けて、令和3年度より、下記の通り生徒の私有の情報端末（ノート型 PC やタブレット）を、無線 LAN を用いて本校の独自ネットワークとインターネットに接続できるようにし、授業中や課外活動時に校内の学習管理システム（moodle）や、外部のネットワーク上のサービス・情報をより有効に活用できるようにすることにしました。

令和3年度以降の入学生におかれましては、本校の教育活動に用いるために必要な機能（以下、必要要件）を備えている情報端末のご準備をお願いしてまいります。ただし、必要要件を満たしており、生徒が本校に持参できる私有端末をすでにお持ちの場合は、新たにご準備いただく必要はございません。

なお、必要要件は現在検討中です。現在の案を参考に示しております。決定した必要要件などの詳細は12月下旬を目途に本校 Web サイトに掲載いたしますので、ご確認ください。

記

1. 生徒が所有しているノート型 PC・タブレット（以下私有端末）を、無線 LAN を用いて校内のネットワークならびにインターネットに接続できるものとする。そのうえで生徒が私有端末を本校に持参し、校内や外部のネットワークに接続していることを前提とした授業や課外活動での取組を実施する。
2. 校内ネットワークに接続するため、利用規約に則って利用するという誓約書と、接続したい機器や OS を記した接続申請書を提出する。
3. 学校だけでなく、家庭などでの学習に利用する。

以上

参考 必要要件（案）

- 授業で用いるアプリやソフトウェアが使用できるよう、OS は Windows, iPadOS, MacOS, Android とし、メーカーのサポートがされているバージョンであること。また、Web ブラウザとして Chrome が利用可能であること。
- 論文など長文を作成する必要があるため、キーボードが利用可能であること。また、ビデオ会議システム（zoom を想定）を使用するための動画撮影機能・録音機能が利用可能であること。なお、キーボード・撮影機能・録音機能は、本体に実装されていない場合でも、付属品も準備し、それと接続することで利用可能であればよいものとする。
- グループワークなどで、他者に画面を見せながら作業しやすいよう、画面サイズが 10 インチ程度以上であるもの。